

クーリング・オフって？

契約後、一定期間内であれば無条件解約できる制度です。

どんなときにできるの？

訪問販売や電話勧誘で、契約をした場合です。

クーリング・オフできる主な取引と期間	
<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問販売 (キャッチセールス、催眠商法等を含む) ● 電話勧誘販売 ● 特定継続的役務提供(エステ・語学教室等) ● 訪問購入(訪問買取) 	契約書面を受け取った日を含めて 8日間
<ul style="list-style-type: none"> ● 連鎖販売取引(マルチ商法) ● 業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法等) 	契約書面を受け取った日を含めて 20日間

※適用除外の商品・サービスもあります。(例:葬儀、自動車)

こんな場合はクーリング・オフができません！

- 原則、店舗で購入した場合
- 通信販売
※業者が返品可否や返品期限等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品、履物など)
- 営業目的のための契約
- 3,000円未満の現金取引

クーリング・オフの通知は必ず記録が残る方法で行いましょう。ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。

くらしに潜む身近な製品事故

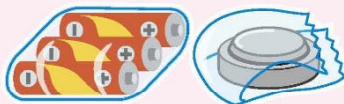
電池の事故

使用済みのボタン電池を複数の電池と同じ袋にまとめて保管していたところ、ボタン電池と乾電池の電極が接触してショートし、発火した。



アドバイス

- 複数の電池や金属を袋などに混合して保管しないようにしましょう。
- 電池は使用前まで包装を取らない、または保管ケースなどに入れて保管し、廃棄する際は、端子にテープを貼るなど、直接接触させないようにしましょう。



自転車の事故

自転車のハンドルに傘をぶら下げながら運転していたところ、傘が前輪に巻き込まれてロックし、転倒して足を負傷した。



アドバイス

- 荷物はハンドルにぶら下げたりせず、かごに入れましょう。
- 乗車前に自転車の異常がないかを点検し、部品が破損している、変な音がるなどの異常があれば、使用を中止して販売店に相談しましょう。



配線器具の事故

延長コードが机の下敷きになったまま使用していたところ、断線して発火した。



アドバイス

コードを傷つけたり、踏みつけたりしないようにしましょう。また、束ねたり、曲げたり、ねじったまま使用しないようにしましょう。



リコール情報に注意しましょう

事業者が、事故の未然防止・再発防止のために発表した商品の無償修理や回収(リコール)は右記のサイトで確認できます。リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、**お持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに事業者までご連絡ください。**

【消費者庁リコール情報サイト】

<https://www.recall.caa.go.jp/>

【経済産業省製品安全ガイド】

https://www.meti.go.jp/product_safety/

もしも、消費者トラブル(契約トラブル)にあってしまったら、**福岡市消費生活センター(092-781-0999)**へご相談ください